

第二十四回国会 参議院大蔵委員会会議録第六号

昭和三十一年三月六日(火曜日)午前
十時四十九分開会

委員の異動

本日委員若米地義三君辞任につき、その補欠として大野木秀次郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 岡崎 眞一君
理事 大矢半次郎君
山本 米治君
岡 三郎君
土田國太郎君

委員

青柳 秀夫君
菊田 七平君
白井 勇君
若米地義三君
西川甚五郎君
藤野 繁雄君
成瀬 幡治君
小林 政夫君
前田 久吉君
政府委員
大蔵政務次官 山手 満男君
大蔵省主務局長 渡邊喜久造君
事務局側
常任委員 木村常次郎君
会専門員

本日の会議に付した案件

○金融制度調査会設置法案(内閣送付、予備審査)
○厚生保険特別会計法の一部を改正す

第五部 大蔵委員会会議録第六号

る法律案(内閣送付、予備審査)
○船員保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○所得税法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○委員長(岡崎眞一君) これより委員会を開きます。
本日は、金融制度調査会設置法案(予備審査)
厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案(予備審査)
船員保険特別会計法の一部を改正する法律案(予備審査)
以上三案を一括議題として、政府より提案理由の説明を聴取いたします。
○政府委員(山手満男君) たいいま議題となりました金融制度調査会設置法案は二法律案につきましてその提案の理由を御説明申し上げます。
最初に金融制度調査会設置法案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。
御承知の通り、昨年来の金融情勢は、資金の需給状況が緩和し、貸出金利の低下を見、市中銀行の日本銀行依存の状態も改まるなど、正常化の進展を見ました。政府といたしましては、これまでも金融制度の改善について検討を続けて参つたのであります。が、この際、金融制度の改善のため、ひろく各方面の権威者の御意見を承りたいと考えまして、ここに、大蔵省

の附属機関として、金融制度調査会を設置することとし、この法律案を提出することとしたのであります。
以下、簡単に、この法律案の内容を申し上げます。
第一に、調査会の任務といたしましては、ただいま申しました通り、調査会は大蔵大臣の諮問に依り、金融制度の改善に関する重要事項を調査審議するとともに、これに關して、必要と認める事項を大蔵大臣に建議することになっております。
第二に、調査会の組織につきまして、委員には、金融又は産業に關して深い知識と経験を有するかた及び学識経験ある方々を予定し、その人数を二十人以上以内といたしております。この他、特別の事項を調査審議するために必要があると思われまじときは、当該特別事項に關して深い知識と経験を有する方を臨時委員とすることができるとなっております。さらに調査の万全を期するために、調査会が必要と認める場合には、關係行政機關の職員の出席を求めて意見をきくことができるとも設けております。
次に、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。
政府管掌健康保険は、医療保険の中核をなすものであります。近年収支の均衡を失しその運営の基礎をおびやかされていく状況でありますので、その運営を正常化し、その健全な発達を図るため、一部負担金の範囲の拡張、標準報酬の改訂等根本的対策を講ずる

とともに、国庫においても、予算の範囲内において、当該事業の執行に要する費用の一部を補助することとし、別途健康保険法の一部を改正する法律案について御審議を願うことになっております。右の措置に伴いまして厚生保険特別会計の健康勘定の歳入に一般会計からの受入金という事項を加えようとするものであります。
次に、第二十二国会における厚生保険特別会計法の一部改正により昭和三十年以降七カ年度間、毎年度、一般会計から十億円を限度として、厚生保険特別会計健康勘定へ繰り入れることとなつたのであります。その三十一年度以降は、借入金の償還財源として繰り入れられるものであります。その借入金の返済を昭和三十一年度以降に繰り延べることとしたことに伴いまして、一般会計からの繰入金も昭和三十一年度以降に繰り延べることにより正をはかつていたのであります。
次に、健康保険事業、日雇労働者健康保険事業及び厚生年金保険事業の業務取扱に關し必要な経費に充てるため、健康勘定、日雇健康勘定及び年金勘定の各積立金のうち、業務勘定から組み入れた金額を限度として予算の定める金額を業務勘定へ繰り入れることができることとするため所要の規定を設けようとするものであります。
最後に船員保険特別会計法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

船員保険事業のうち療養給付等の部門におきましては、政府管掌健康保険と同様近年その収支の均衡を失する状況にありまので、その運営を正常化し、その健全な発達をはかるため、医療費の一部負担金の採用、保険料率の引上げ等根本的対策を講ずるとともに、国庫においても、船員法の規定による災害補償に相当する保険給付を除く療養給付等の部門について補助する措置を講ずることとし、別途船員保険法の一部を改正する法律案について御審議を願うことになっております。右の措置に伴いまして船員保険特別会計の一般会計からの受入金の精算規定等について所要の改正を行おうとするものであります。
なお、第二十二国会における船員保険特別会計法の一部改正により昭和三十年以降六カ年度間、毎年度、一般会計から二千五百万円を限度として船員保険特別会計へ繰り入れることとなつたのであります。が、健康保険の例に準じ、昭和三十一年度以降は、昭和三十一年度以降に繰り延べることにより正をはかつていたのであります。
以上、金融制度調査会設置法案外二法律案につきまして提案理由を御説明を申し上げます。
何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願いを申し上げます。
○委員長(岡崎眞一君) 以上三案の質疑は次回に譲ります。

○委員長(岡崎眞一君) 次に、所得税の一部を改正する法律案(予備審査)

租税特別措置法等の一部を改正する法律案(予備審査)

以上二案を一括議題として質疑を行います。

○藤野繁雄君 昭和三十年度の水稲所得の問題についてお尋ねしたいと思っております。これは一応お話を承ったのでありますが、国税庁からは水稲所得の標準を、石当り標準から反当り標準に変えたために、所得税が増加するようになっています。これは一応お話を承ったのでありますが、

昭和三十年度においては、しかしながら、このことは作況と価格による所得の増減に触れるものではない、このようにお尋ねしていただくと、昭和三十年度においては、しかしながら、このことは作況と価格による所得の増減に触れるものではない、このようにお尋ねしていただくと、

○政府委員(渡邊喜久造君) 今御質問の際、お話もありましたように、三十年度分の所得税から、従来の割当供出の制度がなくなりまして、石当り標準によって所得を推定してゆく、こういうことが実質的にできなくなったわけでありまして、昔やっておりました

○藤野繁雄君 国税庁から出している農業所得課税の状況比較表というふうなものによって見ますと、二十九年

○政府委員(渡邊喜久造君) 二十九年の課税八十三億、これは一応動かぬ数字です。私が先ほど申し上げましたのは三十年度の予算が七十億、

○藤野繁雄君 それを伺いたいと思うのであります。それを伺いたいと思うのであります。

とのないようになり、これは、閣議決定できぬまゝ通りでございますし、また関係の農業団体とかあるいは町村の役場の人とか、そういったいろいろな人たちの意見をよく聞いて、公正な課税ができるように国税庁としても、その努力をしております。

○政府委員(渡邊喜久造君) 八十三億の数字は二十九年度の数字だと思つて、その後、御承知のように昨年減税がございまして、基礎控除が上つたことか、概算控除の制度ができたことか、いろいろなことがございまして、

○藤野繁雄君 そうしますと、二十九年の決算においては八十三億の予定であったのが七十億になるものでありますか、あるいは七十億より減るのであるかどうか、その点お尋ねしたいと思います。

○政府委員(渡邊喜久造君) 二十九年度の課税八十三億、これは一応動かぬ数字です。私が先ほど申し上げましたのは三十年度の予算が七十億、

○藤野繁雄君 それでは減税関係といたしまして、差額は減税関係といたしまして、平均供出分につきましては、千四百円収入金額から控除する、

○政府委員(渡邊喜久造君) 二十九年度の課税八十三億、これは一応動かぬ数字です。私が先ほど申し上げましたのは三十年度の予算が七十億、

○藤野繁雄君 国税庁から出している農業所得課税の状況比較表というふうなものによって見ますと、二十九年

○政府委員(渡邊喜久造君) 二十九年の課税八十三億、これは一応動かぬ数字です。私が先ほど申し上げましたのは三十年度の予算が七十億、

ういふふうな原因によつて出たのであるか、それをお尋ねいたします。

○政府委員(渡邊喜久造君) 八十三億の数字は二十九年度の数字だと思つて、その後、御承知のように昨年減税がございまして、基礎控除が上つたことか、概算控除の制度ができたことか、

○藤野繁雄君 そうしますと、二十九年の決算においては八十三億の予定であったのが七十億になるものでありますか、あるいは七十億より減るのであるかどうか、

○政府委員(渡邊喜久造君) 二十九年度の課税八十三億、これは一応動かぬ数字です。私が先ほど申し上げましたのは三十年度の予算が七十億、

○藤野繁雄君 国税庁から出している農業所得課税の状況比較表というふうなものによって見ますと、二十九年

○政府委員(渡邊喜久造君) 二十九年の課税八十三億、これは一応動かぬ数字です。私が先ほど申し上げましたのは三十年度の予算が七十億、

○藤野繁雄君 それでは減税関係といたしまして、差額は減税関係といたしまして、平均供出分につきましては、千四百円収入金額から控除する、

○政府委員(渡邊喜久造君) 二十九年度の課税八十三億、これは一応動かぬ数字です。私が先ほど申し上げましたのは三十年度の予算が七十億、

なつていふふうな原因によつて出たのであるか、それをお尋ねいたします。

○政府委員(渡邊喜久造君) 八十三億の数字は二十九年度の数字だと思つて、その後、御承知のように昨年減税がございまして、基礎控除が上つたことか、概算控除の制度ができたことか、

○藤野繁雄君 そうしますと、二十九年の決算においては八十三億の予定であったのが七十億になるものでありますか、あるいは七十億より減るのであるかどうか、

○政府委員(渡邊喜久造君) 二十九年度の課税八十三億、これは一応動かぬ数字です。私が先ほど申し上げましたのは三十年度の予算が七十億、

○藤野繁雄君 国税庁から出している農業所得課税の状況比較表というふうなものによって見ますと、二十九年

○政府委員(渡邊喜久造君) 二十九年の課税八十三億、これは一応動かぬ数字です。私が先ほど申し上げましたのは三十年度の予算が七十億、

○藤野繁雄君 それでは減税関係といたしまして、差額は減税関係といたしまして、平均供出分につきましては、千四百円収入金額から控除する、

○政府委員(渡邊喜久造君) 二十九年度の課税八十三億、これは一応動かぬ数字です。私が先ほど申し上げましたのは三十年度の予算が七十億、

れを最近の資料によつて取りまとめ一応出した数字でございますが、大体国税庁に集まつて参っておりますが、その分からは、

○藤野繁雄君 私の地方の実例から申し上げてみますと、国税庁長官の通達、閣議決定というふうなものが、

○藤野繁雄君 私の地方の実例から申し上げてみますと、国税庁長官の通達、閣議決定というふうなものが、

○藤野繁雄君 私の地方の実例から申し上げてみますと、国税庁長官の通達、閣議決定というふうなものが、

○藤野繁雄君 私の地方の実例から申し上げてみますと、国税庁長官の通達、閣議決定というふうなものが、

○藤野繁雄君 私の地方の実例から申し上げてみますと、国税庁長官の通達、閣議決定というふうなものが、

○藤野繁雄君 私の地方の実例から申し上げてみますと、国税庁長官の通達、閣議決定というふうなものが、

○藤野繁雄君 私の地方の実例から申し上げてみますと、国税庁長官の通達、閣議決定というふうなものが、

専従者、こういうものは当然所得税から控除すべきものであると考えるのでありますが、この点について当然控除すべきものであるから、青色申告の必要はない、こういうふうな考えるべきと思うのでありますが、この点いかがでございますか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 農業者の専従者控除の問題、これは私はいろいろ議論があるところだというふうな思っております。従来の税制の経過を考えてみますと、当初におきましては一応これはひとり農業だけではございません。営業の場合もそうでございませぬ。事業主といふもの、農家であればその事業主、お父さんであるところもありましょうし、おじいさんであるところもありましょうが、それが事業主の全部の所得になる。そして扶養控除の場合におきましても、十八才未満あるいは六十才以上ですか、そうした老人、幼年者だけ扶養控除を認めておる、こういう制度にしまして、成年の普通の働ける人、これに対しては全然扶養控除も認めていなかった、こういったような時期がございました。シャウブ報告によりましてその制度が変更されて、現在におきましては一応その世帯によって扶養されてはいる者は、これは全部扶養控除も認めてはいるのであります。こういう制度に変わると同時にまた青色申告につきましての特例にまた限りまして、専従者控除という制度が設けられているわけでございます。考え方をしまして、一体どう考えていくか、青色申告につきましては御承知のように、記帳も正確にやり、所得も正確に申告される、それと結びつけまして、専従者控除という制度が

できて、少なくとも現在はそう考えているわけでございます。農業につきましてははたしかに青色申告もしにくい事情もありません。同時に現在の白色における農業所得というものが、青色申告の場合に比べて、考えられるほどすみからすみまで全部が正確に所得が申告されているということも、全部が全部そうなっていると、多分に言いかねるのじゃないか、あれやこれや考えて参りました場合、一体白色申告の場合に専従者控除というものをどう考えていくべきか、これはそう簡単にはいかない結論を出すべきものじゃないか、というふうな問題としてさらさら検討を続けていきたい。白色申告と青色申告とをどういふふうな扱いにしていこうか、あるいはもういふふうな扱いにしていこうか、あるいは白色に考える場合と青色に考える場合に特有に考えていくべきか、あるいは白色に考える場合と同じように考えていこうか、青色の場合それは性格が違うのだから金額はやはり差をつけるべきであるのか、いろいろ議論があるわけでございます。一応青色といふものは、所得がまともに出てくるがゆえにというところにおける専従者控除の制度でございます。これを白色に及ぼす、それも一つの議論だと思ひますが、将来の問題としてわれわれはいろいろな角度から慎重に考えていかなければならぬ問題であらうというふうな考えております。

○藤野繁雄君 次に、国有財産の補修費に対する所得税の問題であります。が今年の一月に佐世保と呉との国有財産の貸付の実際状況を見て参つた

のであります。それによつて見ますと、国有財産を借用している、借用してあるが、工場にするためには補修をしないやできない、その補修をしたところのものが数億に上つておる、しかしこれは国有財産に対して補修したのであるから所有権は認めない、財産権はない、数億の金を投じてでも、その金を担保として金を借りようとしても、金を借りることができない。そういうふうなことであれば、一方投じたところの金というものは損失に繰り入れて、その限度の利益を落さなくちゃできない、しかるにそういうふうな損失にも落すことができない、こういうふうな現在なっているような気がするのであります。それでありますから、お尋ねしたいのは、国有財産でもある一定の補修をやつて、その金額が相当大きいところの金額であつたらば、何とか財産権を認めるような方法を講ずることはできないのであるか、また財産権を認めることができないか、というふうなものであつたらば、その金額は損失に落してゆくべきものではないか、こういうふうな御見解をお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(渡邊喜久造君) 国有財産に相当多額の金をかけまして補修した場合に、そこに財産権を認めるべきかどうかという問題、これはちょっと私、直接自分で担当している問題でありませぬので、後刻関係の局から、局長なりなんなりから御答弁させていただきます。あとの方の問題、これは税の問題です。私から私から御答弁いたします。問題は財産権が認められる場合と、認められない場合は、これはもう非常に

問題が異なるわけでございます。認められれば、これは当然一つの資産でございますから、結局将来にわたりますして、一体どれだけの年月をかけて償却していいか——原価償却、これにま

あゆむわけでございます。その場合にどの程度の耐用年数を認めてゆくか、こういう問題が残されるわけでございます。これは実態に即して、すぐにどの辺をどう適用していいか、これは一つ、具体的に内容を伺つた上でないと申し上げられません。そういう問題であるべきであると思ひます。

それから財産権が全然認められない——一応そういう現在の考え——これはおそれる管財局としましては、現在は大体そう考えざるを得ないという答弁であろうと思ひますが、そうした場合に、一体会社経営あるいは税務計算上どう考えてゆくか。結局考えられべきところは、一体その賃貸契約が何年の契約であつて、そうしてそれが将来どういふふうになつてゆくかという問題を、やはり税務計算上も頭に入れないならぬと思ひます。聞きますところによりまして、どうも契約は一年ごと更新しているようでありまして、しかし一応形式的に一年ごと更新しているようでありまして、やはりどうも内実、更新されることをお互に予定していると思ひます。貸している方も予定している。借りている方も予定している。一年でもってすぐ契約がなくなつてしまふというふうな——かりにも億と名のつく金を投下して、そうして結局大体一年でそれはおしまいで、一年で元をとつてしまふのだというところは、これは会社自身も考

いつたような点を考えて参りますと、結局大形式の一年の契約といたのは、契約としまして何年くらい一応契約が續いてゆくかといふこと、ある程度どういふ償却を認めてゆくかといふこと、考え方の方が、むしろ実態に即しているのじゃないか、こういうふうな考えておられますが、事柄は結局具体的な問題にぶつかつて参ります。最も適性妥協と認められる結論を出すべきものだとお話をいたしましたので、その辺と般お話をいたしましたので、その辺と今努力をしております。

○成瀬権治君 先ほど藤野委員の質問から申すわけですが、専従者控除の問題ですね、それからこの提案理由の説明などによりまして、臨時税制調査会を設けて検討しております。こういう話ですが、結局三十二年度から実施することになれば、もうすでにある程度の結論あるいは大まかな線というものが出ておらなければならぬらうと思ひます。あるいはそういうふうなことにいつて、あるいは基礎控除をどういふふうに持つていこうか、これは八万円に上げるわけでありまして、将来はこれをどういふふうに持つていこうかといふようなことについて、もう少し基本的な問題について構想を一つお聞かせ願ひたいのであります。

○政府委員(渡邊喜久造君) 臨時税制調査会は昨年の八月から始まりまして、当初は税金全体についての一般的な議論は実はやっていたらございました。いわばフリー・トリーディングな形で自由な意見の交換をやつていただきましたし

た。そしてやってみますと、問題が非常に広範であり複雑でありますので、ちよつと三十一年に間に合うように税制の全面的な改正についての答申を出すのは、これは時間的に無理じゃないか、こういうふうな見通しが出たものでございますから、とりあえず三十一年に措置すべき事項いかんということ、それだけをさらに問題をしぼりまして、そして中間答申をしていただいたわけでございます。その中間答申の結論を参考にいたしまして、これをできるだけ尊重する意味で参考にいたしまして、御提案申し上げているのが現在の法律案でございます。それで一応中間答申のあと、本年に入りまして一回、それから本日は午後もう一回やります。フリー・トーキングをもう一回続けた上で、今度は分科に入りまして、直接税の分科、間接税の分科、地方税の分科、この分科において問題を検討し、同時にある程度の分科の結論を一応出したところでまた総会をやつて、さらに総会で、これは六月ごろだと思つておりますが、もう少し問題の方向をきめた上で、もう一べん分科でもつて細目的な決定をして、そして九月ごろ起草委員会に入つていただく、こういったような考え方でおりますので、全体をどういうふうに持つていくかといった細目的なことにつきましては、実はそれぞれの委員の方がそれぞれその意見をお持ちでございますが、調査会としてこれをどういう方向に持つていくかということにつきまして、もう少しお互いが意見を交換しながら問題をつつていくという時間があるのじゃないかというふうに思つています。

昭和三十二年三月六日【参議院】
租税体系の全体としましては、やはり今までの論議を聞いておりますと、税負担全体が重いんじゃないかという論議、それから直接税が重い、従つて直接税を何とかして軽減していくべきじゃないか、こういう論議が一つあります。その場合におきまして大きく分ける線としましては、一般売上税とか、そういうような大きな歳入をあげ得る税をこの際とら上げるべきかべからざるか、これがかなり議論の大きな分目になつていっていると思つます。これはまだ調査会としては可否両論ございまして、いずれとも結論は出しておりません。同時にそれをやるとやらないで、将来の租税体系をどうするか、これが非常に大きく交つていくと思つます。

もう一つの線は、現在行われております経済政策的な目的に基く各種の特別措置、これをどういうふうに整理していくか、この整理する程度の問題、これがやはり大きく交つていくと思つます。

そういうふうな取引高税もこの際としてはどうも税としておもしろくないからやらない、特別措置も現状においてまだ相当つていく必要があるというふうなこともしなければ、結局、直接税の負担軽減をなし得る財源といえれば、毎年の自然増収のある部分を税負担軽減に充てる、これ以外にないわけでございますから、落ちつく先は、こまかい細目的な問題は、これは別でございますが、大きく考へて行けば、落ちつく先は従来のような減税を続けて行く、それを大体直接税を中心の減税で続けて行く、こういうことになると思つますし、特別措置が相当整理でき

る、あるいは整理した方がいいという結論が出れば、これはまた直接税の片方でもつてそうしたところに財源を得ますから、一般的な直接税の負担軽減という方向にそこには財源があるわけでございます。あるいは取引高税をこの際やつた方がいいのではないかとこの際やつた方がいいのではないかと大きく体系的に交つて来る面が出るわけでございます。

現在のところにおきましては、そうした大きな問題につきまして、まずあの程度の方を一通出して、それを具体的にさらに検討して行く、これは抽象論ではだめでございまして、結局やるとしましては、一体どんな格好のものを作るか、あるいは経済の平常化が進んで来たから、特別措置も大体やめていいのじゃないかというふうな議論もあるわけですが、それではどの措置はこういうふうなやつて行くか、これも結局それぞれの箇々の措置について、具体的に存置した場合の影響と存置しなかつた、やめた場合の影響、これを個々に検討して行くという事でないと、単純な抽象論では結論が出ないわけでございますので、本日の会議で大体一応のフリー・トーキングを終りまして、あと分科会に入つて検討してみようというの、そういう問題、今度は具体的に取上げて行く、そうしてそれぞれの影響あるいは効果、そうしたものを考へながら、一応ある程度の意見を箇々のものについて考へてみました上で、これを六月ごろみんな持ち寄つてみようじゃないか、そうして大体どういう方向の問題を持つて行くべきかという点を考へて行つてみたい、そういう段階にござ

いますので、たとえは箇々の専従者控除の問題を今どうするか、こうするかといったような点についてはまだもう少し時間が先になるのじゃないか、これは分科の問題として一応やはり検討するべき問題じゃないか、まずそこで一応の検討を上げた上で、全体としての構想をどう持つて行くかという点に考へて行きますので、税制調査会の答申の最終の結論というものが、それがどういふふうな姿となつて現われるかというところにつきましては、もう少し考へております。

○成瀬備治君 税制調査会の答申案が、この間と申しますが、一度出されておるわけですね。その大体の方向と、先ほどあなたが非常に抽象的に話になつて、まだこれから分科会を開き、あるいは総会的の練つてやるのだからと、こういうふうなお話をございまして、あの出された方向です、そういうものはやはり満場一致で来ておつたものですか、あの柱というものは、そういうものはくずさない見通しなんです、それともそういうものはもう一度御破算にしてしまつて、そうして根本的に大体やり直して行く、こういうことなんですか。

○政府委員(渡邊善久造君) 全体として前に中間答申に出ている思想が基本的にひっくり返されるかどうか、私は一応はひっくり返らないと思つております。ただあの中間答申をこらんになつてすでに御承知だと思つますが、取引高税の問題は論議されては、しかしこれをやるべきか、やるべからざるかは非常に大きな問題だから、調査会としては、慎重に検討してみなければならぬ問題として、これは取り上げていることは取り上げておりますが、それをやる方向か、やらざる方向か、これは全然調査会としてはまだきめておりません。これが一つ、それから第二の、あるいはお話の点で私が多少推測を入れての問題ですが、特別措置に對する答申、これにつきましては、調査会の報告は経済の正常化に伴つて、これは漸次整備されていくべきものである。従つて少くとも新しい特別措置はやるべきじゃない、こういうふうな一つの方向が出ては、これでございます。この点につきましては、これはその後の調査会におきまして、そういったような方向をひっくり返すというふうなことはまだ出ておりませんが、どうもあそこ答申の内容からみましても、経済の正常化というのは、一体現在どういふふうな方向に進んでいるのか、同時に特別措置等をどうひくくめて考へていくべきか、これはもう一べんあの答申を書き直すというふうな意味の気持ではないと思つますが、もう一べん調査会としては具体的に今度個々の特別措置を検討してゆく上については、現在の日本の経済の情勢というものをどう判断していくべきか、これはこれでどうも一べんよく話し合つてみようじゃないか、実は本日の調査会でも主としてその問題をもう一べん話し合つてみよう、これは前回の調査会のとときにそういうお話を一べん出しまして、そうしてきょうの調査会ですらにいろいろやつてみようじゃないか、経団連とか、そういう方面からも、一応経団連なら経団連

で考えている現在の日本の経済情勢の姿、こういうものを一べん出して、もうなことで話が進んでおります。従いまして中間答申で出た思想がそのままもうすぐひっくり返されるかどうか、これは私は何ともまだわかりませんし、そうひっくり返すというほどの問題とは思っておりませんが、しかし単純に経済の正常化が進んでいるから、特別措置はほとんど廃止して、こういって単純な問題でもあるまい、こういってふうな考え方で具体的に個々の措置をみてみようじゃないか、こういふふうな気持ちじゃないか。私は一応幹事として列席しております、調査会がどう考えているか、大体そんな考え方でいいのじゃないかというふうな推測をしております。

○成瀬権治君 直接税が非常に重いという点ですね。これは私は調査会の大体一致した考え方だと思っております。これがしかし給与所得の場合でいいますと、所得税を源泉徴収してやるのをまけてもらうわけにはいきません。そこでこれが地方税に参りまして、市町村民税を納める場合に、勤労者たちが一つの団体等を作りまして、そうして関係市町村に対して、これを若干割り引くというふうなわけではないのですけれども、納税組合などを作ってやった場合には、一定の手数を支払うことになっております。それと関連して、たとえば新聞等に大きく出ました水戸等を初め、そういうふうなふうな、若干形式は——全然割り引きじゃないと私は思うのです。たとえば勤労者の厚生施設であるとか、そういうふうなものに予算を割いているから、何

ら批判する点はなく、これが悪いという結論は全然出ないと思えます。しかしそこに流れておる考え方は、非常に給与者の税が重い、だからという一つの現われだと思つて、これを納めておる給与者ばかりではなく、私はすべての人が認めておる。あるいは農村の人たち、あるいは青色申告をやるような人たちは、米価の問題で非常に低く押えられているから税が低くなる、だから納める必要はないというのはいくつかの考え方であつて、妥当であると思つて、それと比較して若干給与所得者が高いという考え方が私はあると思つて、そこでそういう中で八万円に引き上げられたわけですが、しかしこれは三十二年度になれば当然引き上げられるからいいんだというふうな考え方かもしれません、ぜひ一つあなたから、臨時税制調査会にお出になつていられるわけですから、私はそういう全体的な空気をつかんで、ぜひ税のパラメータ、特に基礎控除などということ、理論的な考え方を、大体それだけ最低生活を保障する額は引いてやるのだという考え方がほんとうだろうと思つて、ですからそういうことで、税制調査会ががんばつていただきたい、こういうことをお願いして、注文いたしまして、これは質問じゃありませんが、お願いいたします。

○岡三郎君 この提案理由の説明の中で、二ページに「最近の所得税負担の状況にかえりみますと、給与所得者の負担が他の所得者の負担にくらべて特に重いと認められますので」こう書いてありますので、これに対して「特に重い」ということについての計数的ないわゆる資料を出してもらいたいというふうにお願ひをしてあつたわけですが、これは計数的な資料は今すぐ出せないというふうなことで御返事があつたわけですが、やはり「特に重い」という判断に立つた点については、一応計数がなくてはならぬと思つて、当然またあつて、これについてやはり御説明願ひなり、あるいは資料を出してもらいたい、こう考えるわけですが、

○政府委員(渡邊喜久造君) 給与所得者に対する負担が重いのではないか。これは今成瀬委員からもちよつとお話しがございましたが、われわれもよく聞かされることであり、また事実そういうところがあるのじゃないか。結局税法の一応形式的な面から考えて参りますと、給与所得者については必要経費の控除はありますが、一割五分の給与所得控除がある。それから事業所得者の方にはさらに事業税があり、農民の場合は生産手段である田畑などに固定資産税がかかってくる、まあこういうふうな問題がございまして、税制の上では特に給与所得者が重いという結論はすぐには私にはなかなか出にくいのではないかと。ただ問題はむしろ執行の問題とからみ合つておるのではないかと。そういうふうなことを、もちろん執行の方を適正にすることにしまして、問題は片づくわけではございませんが、執行が悪い、適正でないということを前提に税制を考へるべきじゃないか、これは一つの議論であります。シャープ勧告においてシャープ使節団が主張しておりますのは、まさにその線でございます。従いましてわれわれもやはりそういうのも一つの考え方であるというので、過去数年間その線に沿つて執行の改善にもつぱら努力を注ぐべきであり、税制の方はそれを前提にして考へるべきじゃないか、執行の不十分さを前提にして考へるべきじゃないかというところで問題を考へて参つたわけでございますが、しかしなかなかこの執行が適正になるという問題につきましては、これは現在でも努力し、今後も努力して参らなければなりません、そう一年二年ですぐそれがよくなるというほどのなまやさしい問題ではないわけでございます。従いましてそうした現実の事実を見ますときに、結局市町村民税などいろいろな事実が現われている。これもわれわれがいろいろ調べてみましたが、なかなか数字的にはつきりこれはこうだといったふうな数字は出て参りませんが、しかし一応世間一般がだれもがそういうふうな感じにしているといったような声はわれわれもあるように思つて、税制調査会におきましても、そういう点を考慮しまして、現実の事実として、とにかく給与所得者の負担は重いのでから控除を引き上げるといったことでも考へて軽減すべきだ。二割という率を出しましたにつきましては、過去におきまして日本の税制における給与所得控除、これは戦前も大体そうでしたが、二割控除というのをやつてきておる。昭和二十二年でございますが、分類所得税になりまして、多少それがはつきりしない姿になりましたが、しかし今度はまた総合所得税に返つた二十二年の改正、その場合において今度は二割五分の控除率に上つたことにはございまして、しかしこれは特に執行が当時の経済の混乱で乱れてきた時代でもございまして、いわば多分に執行が工合が悪くて、それ以前も二割というのが普通なされてきた姿でございます。シャープ勧告は先ほど言つたような線で、むしろ給与所得控除というものは特別に考へる必要はないのだ、せいぜい必要経費以上に考へる必要はないのじゃないか、勧告自身としては一割の控除率を勧告して、それが今まで税法として一割五分ということになつたわけでございます。しかし今申しましたようないろいろな事情を考へてみますと、どうも少くとも二割くらいに控除率を上げるのが適正じゃないかというふうな考え方が出ましたので、今回の提案になつておるわけでありまして、執行の問題と結びついておるだけに、数字的にこういうふうな計数になつて、それではちよつとバランスがとれるのだといったような点を、数字的に出すことは遺憾ながら非常にむずかしいということをお断り承願いたします。

○岡三郎君 だいたふ勘で二割にしたということになるのですが、そういう説明なら渡邊さんに私は言いたいことがあるのです。臨時税制調査会に、やはり取られておる方の代表というの、莫然としますが、労働組合関係なんかで、しきりになせ臨時税制調査会に入れないのだというふうなことを言つておられるのです。組合関係では、直接取られておるのでひといつておることをある数字からはじておる人たちも相当おるわけですが、だからそういう意見を直接聞く必要があると私は思う。この臨時税制調査会に今さら入れるといつても、時間的に間に合わないとお答えになるかもしれないが、そういうふうなことをお考えくださいませ。現在臨時

税制調査会でもって委員にお願いして
いますので、いわば労働関係という莫
然とした名前と私は考えていたのだ
と思います、関係の方としまして
は、金正委員とそれから岩井委員と二
人をお願いしております。われわれと
しましては、もちろんそれで十分だと
あるいは言いかねるかと思いますが、
各方面のあらゆる階層の意見も聞いて
みたい、同時に学識経験者の中正な意
見も聞いてみたい、こういう考え方で
委員の選定をしているわけでございま
す。同時にその委員の議論だけではま
だ不十分であるという意味において、
各方面の方から委員がいればヒヤリ
ングをやる、これはもう私当然やっ
ておきたいものだというふうな考え
ております、実は私としましては会
長に、今度分科に入った機会におい
て、ぜひ関係の方々の意見を聞く機
会を持ったらどうか、その意味にお
きまして、国会の開会中ではござい
ますが、分科はほとんど進めていっ
ていただいた方がいいのじゃないか、主
としては、こういう関係の方々の意見
を聞くという段階をまずこの時期にお
いてはおやりになったらどうか、
実はそういう進言をしているわけであ
ります。岡委員のおっしゃいました各
方面の広く意見を謙虚な気持ちで聞い
てみるということは、調査会としてもそ
の方向でやっているというふうに私は
考えております。

○岡三郎君 この控除率の問題は執行
の問題と相関関係があるというお答え
ですが、私もその通りだと思うのです
が、実際今まで昭和二十五、六年ごろ
にも源泉徴収されるものと、そうでな
いものとの開きというものは相当なも
のだった、それでその後裁判官等に
会ってみても、裏表のない生活をして
いる者は実際にたえられないというふ
うな声をすいぶん聞いたことがある。
それでちょうど私がイギリスから帰っ
てきたときに、イギリスあたりの実際
の状態というものは、非常に公正にで
きておる、何と言っても日本のやり方
というものは、弱い者いじめが多過ぎ
るといふ声を非常に聞いたのです。そ
れでこの執行の問題等に関しても、勤
労者だけを源泉徴収するということは
どういふことなんでしょうか。結局一銭一
厘間違いないで持つていっておるのに、
ほかの方はなかなか弾力性があるて、
ラフである。だから食べるだけの賃金
という言葉をからいえば、食えない賃金
を払って置いて、それから税金を取っ
ているというところは、けしからぬとい
うふうな、公式的な発言もやはり私は
出てくると思うのです。そういう点で
執行の問題について、今力を入れてお
ると言っておりますが、実際には飲食
税その他についても公給徴収証云々と
いうふうな問題で——これは地方税で
すが、いろいろとまた含みが出て来
た。要するに勤労者の所得に関しての
み源泉徴収するというわけはどこにあ
るか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 源泉徴収
の方法によるべきか、申告納付の方法
によるべきかというところにつきまして
は、これはいろいろ議論のあるところ
であります、結局現在の執行の段
階、執行の状態からみて参りますと、
やはり源泉徴収の可能な限りにおきま
しては、源泉徴収をした方が適正な課
税ができるというところは考えられるわ
けでございしますが、しかし源泉徴収をや
りたくても技術的に全然できない——
たとえば農家なら農家の所得に対す
る所得税を源泉徴収でやる。これはす
ちょっとわれわれの知恵がないせいじゃ
もありませんが、われわれの知恵じゃ
どうも適当な方法が見つからない、こ
ういうやつはどうしても申告納付の方
法によらざるを得ない、こういうったわ
けであります、一応源泉徴収の場
合、申告納付の場合、それはいろいろ
執行の現状を見まして問題が残ってお
りますが、同時に目指すところは、や
はり全体の所得を適正に把握し、適正
に申告していただくというところにも
もっていかねばだ。従いましてやはり
適正な申告にもっていくために源泉徴
収はあった方がいい、同時にそれがや
り得るものはやはりこの方法でやっ
ていべきじゃないか。こういうったよう
な考え方で、現在やり得るものについ
てはできるだけこの方法で進んで行こ
う、こういうった考え方でものを考え
ておるわけでございます。

○岡三郎君 その考え方は同感で、そ
れでいいのですが、しかし、実際は今
まで考えてみれば、これから十五を
二十にするということである程度緩和
されたいと思うが、今までの分を払い戻
してもらいたい、大体今までの分を払い
戻してしまいたい、だから向う一カ
年ぐらゐり議論も出来ないが、勤労者
については免税にするくらいなこと
は当然だと思ふ。会社なんかは損害した
ときには払い戻しておるでしょう。と
ころが個人なんかにおいては、いろいろ
ろな出費があつても、それは徴々たる
控除しかなされておらぬ。だから結
局、根本問題は、徴収方法——執行方
法というものがやはり月給取りについ
ては陸に失してきておるのじゃない
か。今、臨時税制調査会の答申を待た
ずしてやるということにきておるわけ
ですね。これは非常に一面からいえば、
いいと言ふこともありませんが、あま
りに今まで取り過ぎておるから、三十
二年度を待たずしてやるというところ
に、私はやはり一面には来ているのじゃ
ないか、こう思うわけですね。われわれは
絶えず主張して来たことは、もう一五
％を二〇％にするなんていうことは、
よほど前にやつてもらわなきゃならな
かった、徴収方法が変らない以上は
すよ。それでもう明年度ごろからは、
特別措置的なものではできるだけやめ
て、そうして二五％程度にして、給料
の値上げをしないというのですから、
そうするよりはかき各官庁の汚職取締
なんていうものをやる方法はないとい
うことを言ってきたわけですね、われ
われとしては、実際裏のない官公
吏、こういうた方々が、現在の月給で
子供を教育させ、一般のつき合いをし
て、そうしてとにかく九尺二間でも一
戸をかまえて、官吏としての体面を保
つなんていうことができるわけがな
い、これは、公務員官舎でも、課長さ
んなんか以上はずっと入っているけれ
ども、月給の安い者ほどそういう給与
を受けていない。実際にそういうこと
になれば、今までもどのくらい——
インフレの時期から最近なんかにおい
ても、源泉徴収だから、もうあきらめ
て取られておるわけですね。しかし他
の面においては非常にラフ——先ず手
かげんが相当ものを言う、手かげんが
ものを言い過ぎるから、決算の報告書
なんかに見てみるというと、税務官吏
のインチキが相当出てきておる。そう

いうふうな面から見て、一事が万事と
は私は言わぬが、逆に言うると、ちよつ
とこれはおそかったのじゃないか。本
来ならば順当にいつているならば、臨時
税制調査会の報告を待つて所得税を考
えていくということがノーマルなき
方だが、それにしても、もうとにかく
月給取りの税金の問題は、つまつて来
ているというところで、一歩先にやる
うというところは、まことに善政である
と言ふことも出来ないけれども、少し
おそかったのじゃないかと、こう思う
のですが、その点はどうですか、渡邊
さん。
○政府委員(渡邊喜久造君) おそかつ
た、早かった、これはいろいろ見方が
あると思つております。税制調査会に
おきましては、先ほどもお答えいたし
ましたように、最終答申を出すにつ
いては、まだ相当の検討を必要とする
が、しかしとにかくこの分だけは三十
一年からやつていいのじゃないか。中
間答申が出まして、従いまして、われ
われもその中間答申の趣旨を尊重しま
して、一応御提案申し上げているわけ
でございます、全体としていろいろな意
見はございしますが、とにかく確かに数
字的に——どれだけ給与所得が重いの
だ、負担が不均衡だ、これは、はなは
だ数字的には出にくい問題でございま
すが、しかし各方面の御意見を伺いま
しても、やはり今お話のように、どう
も給与所得の負担は実質的に重い
従つて控除率を引き上げる、こういう
ようなこともぜひ考えろと、こういう
たような御意見も多分にございませ
ん、調査会でも中間答申もございませ
ん、われわれとしては現在御提案申上げ
ているような控除の引き上げを考えた

けでございませう。

○岡三郎君 私はだからもう一歩前進して、かりに給与の低い人たちが、ことを想定してもけつこうですが、給与の低い人、こういった人たちは、相対的に、まあ減免措置がとられるということになっておりますが、やはりこれは徹々たるものだ。それで実際生活して渡邊さんも生活しておられるが、結局下僚ですね、下で働いている人たちが、こういった人たちの様子を見れば、まあ大蔵省あたりは優秀なる官吏諸君なのであるから、アルバイトなり副収入があるかもしれないけれども、そうでない方々なんかは、もうとにかく何をよこすにしても税金でとってしまおうというところ、私は今の段階としては二五%にせよという主張もっているのですが、数字的に組合その他の方においていろいろ意見を聞かれるということだから一応いいとしても、もう少し数字的に納得してもらおう方法はないかと思う、現実の問題として。それがなかったならば、私はやはり給与所得者だけ源泉徴収するということが不公平だという論はどうしても曲げられない。結局、私の言わんとするところは、将来のデータというものは出にくいというけれども、データというものは、ある程度あるのではないのですか、これはどうなんでしょうか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 私の方に自信のあるデータがあれば、別に御提出申し上げることに何らちゅうちょするものではないと存じます。いろいろ推定のことばはやってみておられますが、なかなかそれ非常に懐疑がたたくさん入っておりますことしかできないわけ

けでございまして、そういったような上に数字的な根拠を示して云々ということにつきましては、遺憾ながらわれわれとしてまだ自信のある数字を持っておりません。かし先ほど申したように、まあ給与所得が非常に負担が重いのじゃないか。源泉徴収をやっているということもまた頭に入りますし、さらに過去におきまして、給与所得控除が二割であったということが、日本の税制のあり方として見ますれば、むしろ通常の姿であったといったようなことも言いがたいでもございませう。で、この際としてやはり二割に引き上げるのが適当である、こう考えたわけでございます。

○岡三郎君 私はそこについてはぜひぶん異論があるのです。政府の言い方はいろいろありますが、過去の率が二割であった、しかし給与—実質的な所得は戦争で負けたから仕方がないと私は言えぬと思う。給与の実際の所得は、物価に比べて、ものすごく低くなっていることは渡邊さん御存じでしょう。そうなるという、実質的所得がぐんと落ちてきているということから考えてみて、やはり戦前と比較して、戦前の数字が二割だったから今も二割ということでは私はいかぬと思ひます。だから、そういったような給与の実際的な所得、実質的な収入というものを考えていった場合には、もう少しこれを考えてやらなければならぬし、源泉徴収してやるのだから、手間もひまもこの面についてはあまりかかっておらぬ。ほかのいわゆる税金を取り上げる方式を考えてみて、比べてみて、何かの形で—この今言ったように源泉徴収をやめるわけにいかぬとす

るならば、何らかの方式でやはりこの給与所得者を見てやるという方式が私にはできなくてはいかぬと思うのです。とにかく源泉徴収方式を固定して、他の税金を取り立てる執行部を強化していくということも、その均衡というものがきちつとできるなんということとは私は考えられない、今の状態から言えれば。そうなればやはり従前のいわゆる戦前の収入と現在の実収入とはえらい違いがあるということから考えたら、二〇%というものを固定化すること、私は反対だと思ふ、その点どうですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) まあ戦争に負けまして、日本経済が非常に窮乏といひますか、貧弱になった。その場合において、結局確かに給与はおつしやるように戦前に比べても実質的に落ちておる。しかしこの面におきましては必ずしも給与所得者だけの所得が戦前の水準から落ちておるということばかりでございませぬ。国民所得全体が実質的に非常に貧弱になってきている。一人当りの国民所得というものは非常に小さくなっているわけでございます。従いまして、問題は、そういった場合における給与所得者と限らず、各種の所得者についての基礎控除、扶養控除をどう考えていくか、これが一つあると思ふのです。しかし現在のような状態では、この程度の財政規模であり、同時に公債も出さないうち、そして税でもって、税を中心として経常収入でこの財政をまかなうていく、こういうことになりますれば、現在の間接税の体系、直接税の体系である限りにおきましては、やはり基礎控除を上げ、扶養控除を上げるについて

は、そういう一べんに思い切った上げ方はできない。やはり徐々にではあります、とにかく六万円を七万円にし、七万円を八万円にするという、非常に段階的には徐々にではありますが、一応そういった粘り強いしんぼうをしながら、だんだん戦前の姿に戻していく。これは一面においては国民所得が戦前の水準にだんだん帰っていく、そういうものと見合ひながら、やはり税のそうした負担の關係におきましても、徐々にこれを帰していく、こういう方法以外にないと思ひます。問題は今の控除の問題、これはそうした絶対的に一人当りの給与が低い高いという問題よりも、むしろ給与所得と他の事業所得、あるいは営業の所得、農業の所得、そういったものとの負担のバランス、關係、こういう問題でございまして、これは戦前においても同じような問題があったわけでもございまして、当時において大体給与所得者の控除は二割、こういって考え方できていたものであります。これは今、岡委員がおっしゃいます一人当りの実質的資金云々といふ問題とは、またちょっと別の角度から考えていい問題じゃないかと、かように考えております。

○岡三郎君 まとめとして数字がないというのだから、これはこれ以上追及するわけにはいかぬとして、他の所得者の負担に比べて特に重いと認められると提案に對してある。だからそれを、数字がなくていいから、かくかくの理由によつてこういうふうになつたという一つ論文を出してもらいたいものだ。それが無いという、政府の言っていることに對して証挺にならんよ。今後の戦いにならぬ。だから一つ

それを、これに對する補足説明をされたが、補足説明では不十分だから、もう少し政府として責任あるところの一つ御回答を、後刻で結構でございませう。一つ出してもらいたいと思ひます。

○政府委員(渡邊喜久造君) 私がここで御答弁申し上げていることは速記録にも全部載つておりますし、私としては責任を持った御答弁を申し上げているつもりでございませう。論文を出すつもりであれば一つのやり方でございますが、結局今御答弁申し上げたことを要約した程度になりませう。○岡三郎君 私は御回答を聞いても、失礼だが、どうしても目の子でやっていると云うふうにしてはかたねのめです。その程度のものではなくて、もっとこれは深刻な問題だと私は考えているわけです。だから、やはり一五%を二〇%にしないでならなかつたという根拠をやはり大蔵当局が出してもらいたいということ、私は……これはこれを基礎にしてやはり二五%の主張を私たちがしなければならぬと思つてい。ところが一五%を二〇%にすることに、目の子算的な御回答では満足がいけない。だからもう少し、不確定な数字でも、かくかくの状況によつて他の所得者の負担に比べて、給与所得者は特に重いと云うことを、ぜひともこれは出してもらいたいと思ふ。

○山本米治君 関連して。私は少し前にこの委員会で木村壽八郎君が、国民所得から考えて、国民所得のうちで、給与、賃金所得というふうなもの、事業所得といひますかね、そういうものとの、去年の秋ぐらひの話だからお

り上げられる。ほかのいわゆる税金を取り上げる方式を考えてみて、比べてみて、何かの形で—この今言ったように源泉徴収をやめるわけにいかぬとす

るならば、何らかの方式でやはりこの給与所得者を見てやるという方式が私にはできなくてはいかぬと思うのです。とにかく源泉徴収方式を固定して、他の税金を取り立てる執行部を強化していくということも、その均衡というものがきちつとできるなんということとは私は考えられない、今の状態から言えれば。そうなればやはり従前のいわゆる戦前の収入と現在の実収入とはえらい違いがあるということから考えたら、二〇%というものを固定化すること、私は反対だと思ふ、その点どうですか。

は、そういう一べんに思い切った上げ方はできない。やはり徐々にではあります、とにかく六万円を七万円にし、七万円を八万円にするという、非常に段階的には徐々にではありますが、一応そういった粘り強いしんぼうをしながら、だんだん戦前の姿に戻していく。これは一面においては国民所得が戦前の水準にだんだん帰っていく、そういうものと見合ひながら、やはり税のそうした負担の關係におきましても、徐々にこれを帰していく、こういう方法以外にないと思ひます。問題は今の控除の問題、これはそうした絶対的に一人当りの給与が低い高いという問題よりも、むしろ給与所得と他の事業所得、あるいは営業の所得、農業の所得、そういったものとの負担のバランス、關係、こういう問題でございまして、これは戦前においても同じような問題があったわけでもございまして、当時において大体給与所得者の控除は二割、こういって考え方できていたものであります。これは今、岡委員がおっしゃいます一人当りの実質的資金云々といふ問題とは、またちょっと別の角度から考えていい問題じゃないかと、かように考えております。

○山本米治君 関連して。私は少し前にこの委員会で木村壽八郎君が、国民所得から考えて、国民所得のうちで、給与、賃金所得というふうなもの、事業所得といひますかね、そういうものとの、去年の秋ぐらひの話だからお

そらく六兆三千億を基調にしたと思うのだが、そのうちで、その二つの給与所得の大きさは大体同じであるにかかわらず、賃金所得に対する税金は二千億以上に上る。ところが一方、事業所得といいますが、給与所得以外の所得に対する課税は、七百億前後だといふようなことをいって、所得の大きさが同じであるにもかかわらず税金の方は、給与、賃金所得者が三倍払っている、非常に不当じゃないかといつて数字をあげたように覚えておられるのですが、そういう種類の数字は大蔵省は研究しておられないのですか。つまり国民所得のうちの賃金、給与所得あるいはそれ以外の事業所得といいますが、それと一方の税金、他方の税金、その比較はどうですか。そういう数字はないのですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 今おっしゃるような、国民所得を一応……これは経済審議庁でやっているのですが、給与所得の分は幾ら、農業所得の方は幾ら、それからその他の営業所得は幾ら、この数字を片方に出して……これは直接税だけでございまして、間接税についてはちょっと無理ですが、直接税について大体給与所得が負担している、特に増減について負担しているもの、これは幾ら、このパーセンテージを出すことは、これはできません。しかし要するに個々の税制において二割控除がいいか悪いかといったような問題になりますと、これは大体給与所得者の何千億という数字が出ましても、それがどの程度の人数でもってこれを受けていく。さらに所得の階層がたまたま小さい方と大きい方とどういふふうになつていくか。こういったような

問題が全部説明されて参りませんと、たとえば単純に、その国民所得の全体の大きさと、それから税金、これを割つてみて、そうしてパーセンテージが大きい、少い、それだけでわれわれが結論出すのは無理じゃないか。税制の問題になれば、やはりそれがどの程度の人数のものでなくて、同時にさらに一人当りの人数だけでなくて、その階層自身がどういふ程度のものになつて入つて、こういったような問題まで入つて参りませんか、ここでもって給与控除を二割にするか一割五分にするのがいかに、こういったようなところまで、なかなか問題がつかまつていかな。従つてお話のように、非常に抽象論でして、国民所得の調査が、これがどこまで正確であるか、これまで言ひ出したら、これはもう身もふたもありませんが、しかしあれが一応正しいものとしてみまして、割つたパーセンテージを出してみる、これはできません。しかし今度はたとえば給与所得の場合においては、扶養家族の人数と、これも給与所得の場合と農業所得の場合とは相当人数が違いますし、家族構成が違います。そういうような問題が全部集まりまして、結論として、給与所得者の負担する税は幾ら幾ら、農業所得者の負担する税は幾ら幾ら、こういったことが出て参ります。

従つて、今、山本委員のお話しになつたような数字、これは出ます。しかしそれでもって、今の二割五分の控除がいいのだという根拠にすぐ持つていくには、よほどのそこに途中のプロセスを要する。そういう意味において、二割を、一割五分はいけなくて二割がいい、あるいは二割五分ではいけ

なくて二割がいい、こういう点について、今ここでもってちょっと資料を出すとすることは、私の方では出しかねます。こう申し上げているわけであり

○岡三郎君 私はい国会議員の場合も、七万八千円もらつておられますが、税金をうんととられておられる。実際問題としていわれる滞在費という名の給与によつて息をついておられるが実際だと思ふわけですか。広く考えてみれば、これも不公平ですよ。逆にいえば、厳密に私は考えてみたことがあるけれども、各官庁においては一体税金のつかない給与がどういふふうな形で支給されておるか、まかない費めいたものが、だからそういうものがない下級の人たちは非常に生活実態というものがもうぎりぎりへ行つておられる。汚職を、少いからするといふことではないと思ひます。思ひますが、それと関係は直接はないとしても、少くともまじめに官公庁に勤めておられる方は、私はやはり生活ができない。それで政府の方は給与も上げないといふことになつて、昇給、昇格自体でも思うように全部がやれないといふことになつてくれば、やはり税金の取り立て方というものを公正にやつておられるのだという裏づけの資料を大蔵省あたりで出してくれない限りは、これはやはり税金に対する不信といひますか、そういったものがやはり払拭できないと私は思つておられるわけですか。そういうふうに私が幾ら言つても、なかなか資料がでかぬと、まあ渡邊さんは突つておられるわけですが、実際問題として不均衡ですよ、全般のやり方が。交際費の今度の増収方針にしたつて基本的な線は少しも変えていない。

ただ二分の一を今度は金額にするといふだけで、基本的な線は變つていないわけなんです、実際問題として。ですから、法人と個人とは違つて言いますけれども、やはり一五%、二〇%、二五%、こういったような数字について、やはりよほどの裏づけというものがあつて、こうするといふふうな御努力をいただかないと、どうも二〇%にしたのも私はずいぶん手おくれで、結局しつしまあ現状から見れば、二〇%に一刻も早くする必要があるが、金がかかるので、七月からする。七月からするといふのも不満で仕方がない。しかしまあ一五%、二〇%にしたからいいじゃないか、こう言われてしまふと、それは、やらないよりは、これはよほどいいといふことになるのです。しかしこういう措置をとるにしましては、とにかくおそかつたと思つて、いろいろいふにせよ、だから、そういうふうにもう少し総合的に考えてみる、やはり給与所得者の負担が重い。特に重いと書いてあるのだから、私はここに特に重いといふところを、一つ私はやはり大蔵省はこういうのを百尺竿頭一歩を進めたのだから、これがこうなつたら、今度は二五%にする。二五%はいけない。二〇%がこれが戦前の数字でいいといふのだから、私はアレゲールになつて、そんな戦前の数字なんていうのは敗戦後においては適用できないと私は言ひたい。それを総合的にすべての数字が違つてくるから、そんなところまで今の数字でくづつていけることは反対なんです。だから、こういうふうな気持はわかるでしょう、渡邊さん。わかりませんか。わからなければ、こ

れは話にならぬ。だから、おくれればせながら二割にしたのだからいいじゃないかという点はよくわかります。わかりませんが、それだけの親切があるならば、かくかくによつて二割にしたといふふうな一つの正式なる根拠を提出してもらわぬと、われわれは聞えぬですよ、ほんとうを言つて。浅学非才だから、だから、幸いにしてこういうふうな提案されておられるわけですから、その裏づけ資料をもう少し親切に国民の代表の前に御提出を願ひたいと、これをお願ひしておるわけなんです。

○政府委員(渡邊喜久造君) われわれが今度二割を御提案申し上げたのは、一応臨時税制調査会の中間報告で、とにかく給与所得者の負担は重いのだ、控除率の引き上げ等によつて軽減しなければならぬ、こういったような意見もあります。同時に、世間のいろいろな各種の御批判もそういう方向に向いておられますので、従つて今回二割御提案申し上げたわけでありまして、二割について数字的にはつきり裏づけができるということ、われわれもできれば非常にいいと、あらゆる面で見ただけですが、なかなかそれがうまく根拠が出ない。しかしとにかく一応この際としては上げる。ただ申し上げておきますが、二割ということは一応この際上げたら、もうこれでこの問題はおしまひになつたのだといふふうには、われわれは思つておりません。という意味は、二割五分に將來するんだということをお約束する意味では決してございませぬが、一応とにかく税制調査会で最終答申をする、その段階において、一応この際二割にしておくが、これでもって大体もういいのかあるいは

どうかという点はさらにもう一べん検討を進めていく。そうしてその結論としてこれでもいいんだということになれば、二割でおしまいにします。さらにちょっと考えるべきだということになれば、またさらに考えていこう。いわば今度の二割の線は、そうしたはつきりした根拠も、これは将来もなかなかどうつかみ得るか私も自信はございません。正直言います。しかし、もつとはつきりしたところで最終の結末をつけたい、この際としてはとにかく二割に上げておく、こういうつもりで御提案申し上げたわけでありませう。

○岡三郎君 これはどうも出さぬというならしうがない。しようがないけれども、それならば、将来の検討もなかなかむずかしいけれども、何かの機会にやるようになるかも知れないし、やらぬかも知れない。しかもその元はわからぬ。これでは、やはりたよろうとだからだ、おなかでは思っておるかもしませんが、私はそれならばもうちょっとお願いしておきます。結局、主税局長が一番よく知っておるわけですから、所得税に対する減免のやり方はとにかくおそい。盲腸でいえば、化膿して、もういよいよいかにぬとなつてドクターの診断が出る前に、中間的な診断で、これで一応かりに善処しておるといふ程度の問題で、これから先にいろいろと検討される場合に、給与所得というものは国の中でうんとでかい部分を占めておるから、なかなかこれをいろいろと操作しにくいことはわかりませうけれども、これでは不満です。だから今後ともやる場合において

は、この所得税に対してはやはり率先してこの問題について説明をするというところが私はなかなか思ふところ。それは今勤労者はおとなしくて……最近ばかりかねて賃上げ運動をやつておりますが賃上げ運動はいかぬというふうな政府は言つておられます。しかし今のような根拠で税金の問題を説明した場合、私はやはり納得しないと思ふのです。だから三十二年度から総合的に税制改正をするというならば、そのときに一つある程度の根拠を得られるように、今から時間的な余裕を与えておきますから、その節は一つ、かくのごとき根拠に立つて、不十分であるが、このようにしたというふうにして、これを今から期待して、この問題を一応おきます。

○山本米治君 資料要求ですが、さつき国民所得と例の税収の問題ですね。これは一五%、二〇%にするのが妥当かどうかというところの裏づけにはさくにはならぬかも知れませんが、参考として一つ要求しておきます。今たとえば給与所得者は所得税だけかも知れない。一方、農業所得についても固定資産税があるし、営業者については営業税がある。こういうものもちょっと備考くらいにつけておすね。

○政府委員(渡邊喜久造君) 国民所得の数字、これはまあ要するに給与とか農業とかいろいろ分れておりますから、その場合の数字と、所得税の方にはやはり同じような分類があります。この数字及びその比率は、これは出し得ると思ひます。ただ固定資産税とかいうことになりますと、まあ住宅の分もございませうし、それから営業用の分もございませうし、田畑の分もある。それ

を一々区別しまして、そして負担の比較ということになりますと、モデルケースをとつてやることは、これはできますが、総合的に全体として、たとえば固定資産税が、給与所得者がどれだけ負担しており、農業者がどれだけ負担している。これは田畑のことは、これは農業者だけでですから問題ありませんが、たとえば宅地の固定資産税があるいは家屋の固定資産税、それがどういふ所得の種類の人でどれだけ負担しているか、これはちよつと出かねる。従いましてわれわれの方で御要求に依じて一応御提出できます書類は、所得の各分類による割合と、それから所得税、法人税ですね、その各種所得についての割合、こういうものは御提出できます。

○山本米治君 できる範囲内で結構です。今は備考にちよつと書いていただけ結構です。

○岡三郎君 今さつき要望を言つておいたから、それにどう答えるか聞かなくやならぬ……

○政府委員(渡邊喜久造君) 御希望だったので御質問でないと思つて……

○岡三郎君 希望を、向うの立場を尊重して言つてゐるんだからね。

○政府委員(渡邊喜久造君) ではお答えいたします。明年までの間に岡委員の御希望にできるだけ沿うようにあらゆる勉強をしたい、かように考えております。

民間給与に対して官公労の給与水準が低いと、こういうことを勧告しております。そして今度政府はベースアップはやらない、ただし定期昇給等をやるんだ、それは三・九%の予算計上がしてあるというのです。地方自治関係の地方公務員は、私は三・九%上らぬと思つておる。ということは地方財政が非常に詰つてゐるから。しかしここで四・三%増になるんだから、民間給与はそうすると何パーセント増になるかというのを予定しておるか、ですか民間給与の水準、ベースアップはどの程度だけ予定しておるか、これは定期昇給昇格でなくて、ベースアップも予定しておるのじゃないかと思ふ。その場合に、これは余分になります、結局ベースがどのくらいに、民間給与水準は上つて、官公労とベースはどのくらい違つてくるかという、その二点です。

○政府委員(渡邊喜久造君) われわれの方で一応この積算の基礎にしました数字を申し上げますと、民間給与四・五%、それから官公吏は四%、一応この数字を元にしまして、そして一応民間給与と官公吏のウエイトを出しまして、それは民間が大体ウエイトが六八・七、官公吏給与が三一・三、このウエイトを出しまして、そのウエイトの総合を四・三%というふうに見ておられます。で、ベースをどう見ているかと言われましても、ちよつと実はお答えがしにくいのですが、と申しますのは、御承知のように所得税の課税になる人とならん人といういろいろございませう。ベースという問題になりますれば、課税になる人もならん人も合せたいところでもつて一応給与ベースというやつは

議論になると思ひます。われわれの方で積算しております場合におきましては、そこに書いてありますように、一応納税者だけを対象にいたしまして、そしてその分について大体給与がどれくらい上るか、こういうところから積算を始めておきますので、結局まあどういふことになりませうか、過去の実績に對しまして、三十年の実績に對して、民間、官公吏を全部アグリゲイトしまして四・三%ということになりますので、あるいはベースといつたらどう申上げていいのかわ、ちよつと直ぐこの積算の問題とは結び付いておらないだけに、ちよつとお答えしにくいんじゃないかというふうな思つておられます。

○成瀬幡治君 そうすると、三十年度はどういふふうになつておるのですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 三十年の場合におきましては、われわれの方で積算の基礎にとりました数字は、二十九年に對しまして民間が四・九%、官公吏の關係は六・八%、総合で五・六%、こういう数字をもつておられます。三十年の二十九年度に對する賃金の上りです。○成瀬幡治君 これは渡邊さんとベースや賃金の問題で、議論というのは、そういうつもりではないのですが、民間水準は三十年度は四・九%で、官公吏は六・八%上つたというが、六・八%といふのはいわゆる定期昇給を見ておるわけですね。で、今度は實際なものは四%とおっしゃるけれども、予算はたしか三・九%しか組んでいない、国家公務員に對して。しかし地方公務員でいうと、地方財政が非常に上つておる、それから若干余裕があつて上り得るところもあると私は思ふ。そう

いうようなものに関して四〇を見込ま
れたというの、私は少し、あなた
の方がどういふふうにしてお認めにな
るのか、ちょっとわかりかねるのです
が、問題ではないかと思ひます。

それからもう一つは、三十年度は定
期昇給で六・八〇認めたのにこちらが
三・九〇に落ちておる。そうすると、
完全に定期昇給格をやるのだ、しか
しベースアップは、やらないという政
府の答弁と、まあ今の政府が今度の鑑
評を中心とした賃金要求に対して言っ
ていることと、若干こういふところで
数字的なズレがあるのですが、まあそ
ういふことをあなたは、先ほど申し上
げましたように議論するわけではあり
ませんが、六・八〇昭和三十年年度の
ときには認めておいて、今度は四〇認
められた、その理由と、それから昭和三
十一年度の四〇は非常に困難ではない
かと私は思っておりますが、それに對
して四〇と見込まれたその理由です
ね、この二点を承わりたいと思ひ
ます。

○政府委員(渡邊喜久造君) 定期昇給
の問題が主でございますが、そのほか
に臨時のものも多少入つておる、〇・
二五というふうなものがございま
すので、それでわれわれの方で積算いた
しますと、非常に細かく議論してい
ますと多少の誤差はあるかもしれませ
んが、そういうものも考えま
一応先ほど申し上げました程度の給与
が上るといふことを考えていいのじや
ないかといふことで、今申し上げた数
字にしてあるわけなんです。臨時のも
のが、今度〇・二五予算にはつきり組
んだとかいろいろ問題がございま
すね、そういうような問題も頭に入れま

して、そうして今申したような給与の
上昇といひますか、伸びといひます
か、そういうものを考えているわけ
です。

○成瀬權治君 私は三十年度のときの
官公吏の定期昇給格を六・八〇と見
込んでおられるのだと思ふ。そうして
今度四〇になっている。なるほど臨時
のものには私は三十年度より三十一年
度の方が法律改正等によつてふえてい
る。しかしこれは、なほ、あなたがそ
ういふことをおっしゃるやうに落ちて
いるから、なぜこういふふうになつて
なつてきているのか。政府は完全に定期
昇給格をやると言つておられますね。
六・八を上回らなければならぬとい
思ふ。

○政府委員(渡邊喜久造君) 〇・二五
が實質的に官公吏に支給されましたの
は三十年度でございます。三十一年度
はそれを予算化した、多少そこにあ
あ、いろいろな居残り手当てかいろいろ
なものも考へて参りますと、全然違
わぬのじやないかと思ひますが、む
しろ實質的に官公吏の給与がふえたと
いふのは予算の面では三十一年度で
ございまして、實質的には三十年度
〇・二五がふえたと、こういふふう
に考へるべきじやないか、そうい
う考へ方で三十年度はプラスが多く
なつていふと、こういふふう
いふのじやないかと思ひます。

○成瀬權治君 まあそれは渡邊さん、
將來の問題だから、ごまかすとかなん
とか、私はあなたとやりたくないの
だ。これはベースの問題になつて参り
ますし、賃金の問題になるから、主税
局長とは私はやりたくない。しかし突
際あなたが何とおっしゃつても、實質

的に三十一年度でさういふ臨時的な
ものが落ちることは絶対にない。あなた
は、ふえたとか、ふえないとかおつ
しやるが、〇・二五は三十一年度
に支給される、予算計上で、私は六・八〇
といふものと四〇といふものの差は余
りに、……〇・二五じやない。だか
ら、なぜさうなつてくるかといふこと
を詳しく説明してもらいたい。

○政府委員(渡邊喜久造君) われわれ
も〇・二五は三十一年度予算化されて
おる。これが減るとは思つていない。
むしろ申し上げたいのは、三十年度の
は二十九年に比べて三十年がどれだけ
ふえたか、それから三十年に比べて三
十一年がどれだけふえるかと、こうい
う問題なんです。〇・二五が實質
的にふえたのは、これは三十年に〇・
二五がなくなつてしまへば、その昇給
率も減るわけだして、〇・二五
は本年も相変わらず続くと、いふこと
になつてくるので、〇・二五に關して
これは増加はないのです。結局要する
に昇給という問題が中心になつてきま
すから、三十一年度の方が率は少く
妥當じやないか、かように考へてお
ります。

○成瀬權治君 それならパーセント
じやなくて、一つあなたの方の基礎資
料にある人数と、それから支払ひの給
与総額と申しますか、実質給与金額の
合計を、ちよつと三十年度と三十一年
度と、それを民間と官公吏とに分けて
聞かしてもらいたい、これは資料でい
いですよ、私は今どういふこととはな
いから、資料で出していただいでいい
です。

○政府委員(渡邊喜久造君) 現在元
にしております数字が二十九年でござ
いますから、二十九年の分を官公吏と民
間に分けると、これは私は可能だと
思つております。それで結局これは積
算の根拠でございます。ただ数字は、
一言ちよつとお断わりしておきます
が、納税者の分についてだけござい
まして、それで非課税でも失格して
おるものについてはこの数字は入つて
おりませんから、普通まあよく世間で
論議されますいわゆる賃金ベースとい
うものとは、相当違つた姿のものであ
るといふことだけを御了承願ひたいと
思ひます。

○成瀬權治君 いやいや、違ふので
すよ、それは失格見込み人員とか何と
いふものは、そのあとの方に出てお
りますから、それは入つておるといふ
うに見ておりますよ。これは資料が出
たらやることにして、資料だけ出して
もらひますよ。いいですね、資料を
出してもらひますね。

○小林政夫君 どうも最初の何が資料
要求みたいになるのですけれども、前
から非公式に言つておるけれども、ど
うも実現しないから、速記をつけて言
いますが、この申告所得税の納税人員
と、それから源泉所得税関係の人員と
がダブつておるのです、この見込み
書と一部ダブつておる人数をなるべく
正確に知らしてもらひたいのです。と
いふことは、国民の扶養家族を、非納
税者をも含めて、国民八千九百万の中
で、納税階級というものはどのくらい
のパーセンテージになつておるのか、今
ここでそのダブつたことをそのままに
して計算すると、三六・九〇が納税階
層といふことになるのですが、さうい
う数字を正確にするためにもう少し分
析をしてみたい、これが一つ。

それから毎年出ているのですが、今
度は出ていないのですが、所得税につ
いて、所得階別の税収見込み額、所
得階別の源泉と申告に分けて、それ
から法人税の場合において、ここにそ
の法人の資本金の区分による所得金額
は出ておりますが、まあ前ならば四二
〇程度だとすく税額がわかるのですけ
れども、今度五十万円以下三五〇とい
うふうになつておるから、この表にも
う一欄加えて税額をあげてもらひた
い。これは二十九年です、私の要
求したいのは三十一年度の見込みを
やつてもらひたい。

○政府委員(渡邊喜久造君) 一番最初
御要求になりました實質的な人数とい
う問題ですが、給与と申告の關係は、
これは数字がある程度推定が入つてき
まして出ると思ひます。ただ源泉と
申しましていろいろございまして、
たとえば配当の問題あるいは預貯金の
問題、こういう源泉の人数といふの
は、御承知のようにこれはちよつとわ
かりかねます。従いましてその点だけ
一応お呑み込み願へば、できるだけ正
確に近い数字を出したいと、かように
考へております。

それから第二の御要求の源泉と申告
に對しての階別の税額、これは御提
出できると思つております。
それから第三の問題は、資本別のは
かに所得別の数字が出ませんと、御要
求の数字がでないわけでございます。
で、この二つをかみ合はした統計
が実はちよつと手元にございませ
ん、どうなりますか、ある程度ごまか
い数字になりますか、どの程度のもの
がございませぬか、かなり困難だろうと
思つておりますが……。

○小林政夫君 ここに払い込み資本金別の階層別と言ってもいいでしょう、払い込み資本金の階層別の件数と所得金額が、資料として出しておるわけです。これは二十九年度について、所得の把握が、こういう計数がここにあげられる以上は、それに対する法人税額というものは計算されてしかるべきだと思います。

○政府委員(渡邊喜久造君) 現在国税庁で集めております統計が、資本階層別所得までしか突はとっておりません。従いまして、今度は、その中で、たとえば五十万円以下と言いましても、三十万円のものもあれば、四十万円のものもあるといったような問題もからみ合せて参りますので、ある程度推定で一応の数字を求めるとは別といたしまして、正確な統計としては、現在ある資料ですと、全国的にもう一ぺん取り直せば別でございますが、ちょっと取りにくいのでございます。

何か一応の推定でも入れてやれば、あるいはできるかもしれません、正確な統計としては、ちょっとできかねるじゃないか、かように考えております。

○小林政夫君 それは、いろいろ実際に資料を取らなければ集計できないでしょうけれどもね、これを調べてもらいたいと思います。資料としては、そういう資料はつきり毎年々々出しておいてもらえば、われわれも、この税収見込額についておよその見当がつくわけですが、今、ここに出された資料の中で、年所得五十万円以下に三五％の軽減税率を適用した場合の法人税減収見込額平年度二十三億円、こうなっておりますが、この前の国会で、だい

ぶ、だめを押して、十八億、これはもう絶対間違いないというので、あなたが確約された数字は十八億、それが二十三億になったのはどういうわけですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) どうも私、頭が悪いのか、この前十八億と申し上げたのは、どういう数字をどう申し上げたのか、ちょっと今記憶しておりませんが……。

○小林政夫君 資料が出ておるので、
○政府委員(渡邊喜久造君) 二十三億という数字は、これは三十一年度の予算をもとにして出した平年度の数字でございます。十八億という数字は、前国会でも申し上げたとすれば、それはおそれく、三十一年度の予算はできていないのですから、まあその当時の数字だと思えますが、もう少し、前回の答弁なり、資料なりを照らし合せた上でお答えいたします。

○小林政夫君 あなたにかわって僕が答弁するとすれば、これは、前回は三十一年度の法人所得を考慮に入れて、平年度に直した場合に十八億であった。ところが、今五十万円以上の所得をあげておる法人がいかに所得がふえても、三五％という下積みのところは変わりはない。ところが所得が五十万円以下の法人がかなりふえてくるということなら、この前は十八億でありました。が、今度は二十三億になります。と言うのは、そういう五十万円までの所得の法人が三十一年度と比べて三十一年度はふえるという見込みであるからこういふふうになるのだ、と言うならわかるのです。

○政府委員(渡邊喜久造君) 十八億と

いう数字を私はつきり記憶しておりますので、まあ先ほど御答弁したようなことを申し上げたのです。おそれく十八億は、その数字の当時の計数からすれば三十一年度のことを申し上げたものと思えます。法人数がふえれば、法人数がふえただけやばりその数字は多くなつていく、これは当然のことだと思えます。

○小林政夫君 それは、法人数がふえるのみならず、今まで欠損法人だった中小法人五十万円までのものが景気が少し上向きになってきて所得がふえる。
○政府委員(渡邊喜久造君) それはおっしゃる通りでございます。

○小林政夫君 それから、大体通牒でやれる範囲と法律でやらなければならぬ範囲はどういうふうな主税当局は考えられておるのか。「夜間の勤務者に支給する夜食に対する所得税の取扱いについて」という通牒が昭和三十年十一月二十四日付で出ています。社会党方面から議員立法で、当該給与を非課税にしろ、こういう意味の法案が提案されたときに、主税当局は、絶対困難、こういうことを言っておったにもかかわらず、いつの間にか出て、一食七十円、一カ月合計七百円というものについては、現物給与並みに扱って非課税にする、こういう通牒になっておる。この事柄のよしあしを言っておるではありません。税法で、法律で解決しなければならぬことと、執行部の取扱いによってやれる範囲というものは、一体どのように考えておられるのか。

○政府委員(渡邊喜久造君) われわれの解しておりますところによりますれば、法律の解釈としてでき得る範囲、

これは一応通達でやつて差しつかえないじゃないか。それから解釈の範囲を出る、明かに法律と矛盾するというようなものは、もちろん通牒でやるべきことじゃない、かように考えております。

○小林政夫君 そうすると、この通達によってただけ国は減収になるか。
○政府委員(渡邊喜久造君) 今数字を手に持っておりますので、後日お答えいたしたいと思います。

○小林政夫君 法律解釈でやれるといつても、実質的には現物給与とこれは解釈をしておるといっても相当と通算して一カ月七百円というものは免れ所得にするのだ、こういうことなんでは、そういうことが、一般論としては先ほど説明された通りでしょうけれども、国家として相当減収を伴うことを、一片の通牒でもって取り計らいになるということは、われわれとして相当問題だと思ふ。そういうことが安易に国会の眼をかすめてできるということはおかしいと思ふ。しかも、あなた方は、立法論としても、かなり前に議員立法で提案されたときには、理論的にも相当抵抗しておられる。そういう、いつの間にか、こつそりとういことが行われるということは、はなはだ国会審議というものについての考え方、国会に臨む態度というふうなものについてもおかしいと思ふ。先ほど来、いろいろと聞いてみると、一体、税制調査会と国会の審議というものについてどっちを重点に置くのかという

○政府委員(渡邊喜久造君) われわれ

は、国会は国権の最高機関であるという意味において、国会を尊重することにおいては何ら人に落ちないと思っております。ただ、政府が原案を作るに、税制調査会を設けて意見を聞いて、できるだけいい原案を政府として提案するためあらゆる努力をすべきじゃないか、こういう意味で申し上げておるわけでございます。税制調査会をせつかくお願いしたもので、いい結論が出れば、これは当然採用して国会に提出する。しかし、もちろんこれは政府の原案でございますから、国会の御審議を待つて、そのまゝのところから従うべきものである。これは、われわれは別に重点の置き方に誤った考え方をしておるものではない、うふうには考えておりません。

○小林政夫君 まあどそれだけの減収になるのか、一ぺん資料を出してもらって、それからこの問題はもう少しやります。一応きょうはこの程度にしておきます。

それから租税特別措置法を撤廃するということについては、しばしばこの委員会においても問題にしてあつて、給与所得者の課税が重いというものが相当の輿論であると同様に、租税特別措置法撤廃ということは相当の輿論です。ね、一々、先ほどのお話だと、各措置について適否をきめる程度という行き方なら、これはなかなか撤廃できない、それぞれ意味があつて出ていることなんです。……。大体鳩山内閣は、税の公平と及び税法の簡素化ということ、第二次鳩山内閣の早々に、三大方針としてあげておる。その税法の簡素化と公平化という観点からい

○政府委員(渡邊喜久造君) われわれ

て、租税特別措置法ぐらゐりそのスローガンに反しておるものはない。これは撤廃するということを前提として……撤廃するんだが、この中で、企業経理原則等から考えても、このようなものは本法に取り入れてもいいとか、こういう態度でやらなければ、残すことを前提としてこれをなるべく減らしていかうというふうな考えでは、これは減らないと思う。その基本的な態度ですね。抽象的にただやれやれということではなかなか話が進まぬからという、先ほどのあなたの答弁を聞いて、そう、そういうふうな、これにとらわれた審議のやり方をやっておつたら、こういうふうなものも思い切つて撤廃はできないと思う。撤廃するという前提に立つて逆に考えていくということになければいかん。その点どうですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) それは小林委員のおっしゃった態度も一つの考え方だと思つておられます。同時に現在の租税特別措置法は、それぞれやりの一つの政策を持ち、意味を裏腹に持っているのですから、それを全然無視して、ただやめるといふ結論をすぐに出していいかどうか。これもやはり検討すべき問題だと、かように考えております。

○小林政夫君 これはまあ、私はやめるといふことを前提として考えていくべきだといふ意見で、あなたもそういう意味においては意見が違ふかもしれないが、そういう前提、そういう原則を、政府のもとに考えていかなければ廃止することはできない、こう思うんです。で、私の廃止したいという強い意見を持つておるといふことは、もう大蔵当局では十分承知のことであり

ますから、しかしこれを残しておくならば、残しておく、当分ある間は、なるべく当該軽減の恩典に浴するものについては、企業の大中小にかかわらず恩典に浴されるということできなくならぬ、こう思う。だから私は租税特別措置法を存置するものではないといふことはもう御承知の通りなんです。が、これからの質疑を展開する前提として、その租税特別措置法は廃止したいんだが、まあおいておくといふならば、こういうことを考えなきゃならぬといふ意味で発言をします。

この鉄道車両関係のメーカーが完成車両を作るに当つて、かなりの部分は部品メーカーが作つておる。その個々の受注については、いろいろ車両メーカーとの間に仕事のパーセンテージの違ひは五二%あるいは五八%とか、三二%しか部品メーカーではやらないとかいふが、その部品メーカーに輸出免稅措置の適用はできないのかどうか、その点はどうですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 現在の税法で考えておりますところによりますれば、結局陶磁器関係とか、あつた特殊な規定のあるものは別として、部品メーカーについては、部品メーカーが車両の製造業者がこれを輸出する、車両の製造業者がこれを輸出する、あるいは輸出業者に販売すると、こういうふうな段階にありまふ場合におきましては、車両の製造業者に輸出による免稅措置を講ずる、こういう建前になっております。部品メーカーについては、遺憾ながら免稅はできない、というのは御承知の通りです。

第六号は適用できないものかどうか。○政府委員(渡邊喜久造君) 第六号は輸出業者の委託を受けて行つた当該輸出業者の輸出のための物品の加工又は当該加工の対象となつた第四号に規定する物品の当該輸出業者への販売、こういうことになっております。さらにその輸出業者というものの定義として、他から購入した物品の販売を主たる業とする者で常時物品の輸出を行うもの、こういうことになっております。て、車両メーカーは輸出業者に入るとはわれわれ解しております。従いまして、この六号の規定でそう解釈することは、これはちよつと無理じゃないかと考えます。

○小林政夫君 ガットとかあるいは対英輸出貿易協定等の関係で、輸出所得免稅措置の拡大は、あまり国際的にも不当な輸出奨励策として問題になるので、今後寛大にしたくない、こういう気持ちがありますか。

○政府委員(渡邊喜久造君) そういう気持はございませぬ。○小林政夫君 そういう気持ちを前提として考えてみて、この当該フェーバーを輸出関係者に与えることによつて、フェーバーを受ける関係者は拡がつても、れの車両なら車両、あるいは繊維品なら繊維品の海外へ出る製品に与えるフェーバーが変りがない。従つて国の方から言へば、税の減取にもならない、こういうものは、国際的に不当な輸出に対するフェーバーを与えているという、今後フェーバーを与えることを拡大したということにはならぬと思ひますが、それはどうですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) そのもの自体において、すぐにフェーバーが拡大したという結論を出すことは、それは必要ないと思つております。ただ多少御質問の点と範圍が拡がるかも知れませんが、一応この制度ができました折に、輸出の業者、あるいは最終製品の製造業者というものだけに限定すべきか、あるいは部品提供者、あるいは下請業者、あるいはさらに原料の供給者、こういったところまで順々に及ぼすべきかということにつきましては、ぜひおん議論のあつたところでございまして、結局そういう点から、事務の手数その他を考へまして、あまり末端までいくことは、とてもこれは事務的にできない。従つて、まあ輸出業者あるいは最終製品の製造業者を中心にこのフェーバーはやる以外にない。こういう結論がออกมาして、現在のような措置になつてゐる。こういうわけであり

○小林政夫君 あなたの方の従来の主張は、最終業者にフェーバーを考えさせれば、工賃あるいは購入代金等において、相当二次メーカー、三次メーカーまでフェーバーが流れるだろう、こういう考え方がこの立法の根拠になつてゐるわけでありませぬ。しかし現実の取引実態というものはそうはいつていない。むしろ最終メーカーが非常に強くて、いろいろ工賃が傾けられたり、こういう事例が非常に多い。フェーバーというものは、知れずにもやつていくというふうな事例が多いので、まあ一部政府からも提案されるでしょうが、下請業についての保護立法が考へられておるような状態で、最終メーカーにフェーバーを与えておけば、そのフェーバーは当然関連産業に

流れるという実態でないということも認識してもらわなければいかぬと思ふ。ただ徴税上非常に煩瑣であり、手数料がかかるからというふうなこともあつて、ひとしかからざるを憂へせしめないようにという配慮もとらなければならぬ。めんどうくさいならば、初めから基本原則にかえて、こういうことをやめればいい。置いておく以上は、その関係業者が公平にその恩典に浴されるようなことを考へていかなければならぬ。

○政府委員(渡邊喜久造君) それは御質問ですか。

○小林政夫君 意見です。

○政府委員(渡邊喜久造君) 一応われわれの方といたしましても、できるだけ公平に考へていくべきだと、これは考へます。同時に、徴税のあまりに手数料がかかるということも、結局、徴税費がたかさんかかるといふことにもなるわけがございまして、おのずからそこに一応のリミットがあつていふもんぢやないかといふふうな考へておられます。

○小林政夫君 企業力、企業としての力の違ひ、そうして、さらにその企業の方の強いものにフェーバーを与えて、そのフェーバーが主として中小企業者に対して流れることを期待しておつても、それはいかにない。実際の、現実の何は、こういうものを置く以上は、納税意欲の問題からいつても、同じ車両関係なら車両関係、あるいは繊維関係なら繊維関係の大企業ならば受けられるけれども、あるいは中小企業、あるいは下請なら受けられぬとい

うことのない配慮が必要だ。どうしてもあなた方がやめぬということなら、われわれ感づいたところの範囲においては立法で打開していかねければならぬと思う。けれども、考え方としては、よく前から言っておるから、のみ込んではおられるでしょうけれども、なお一そうよく腹に含んでおいてもらいたい。それがめんどうくさいというなら、やめてしまつたらいい。それが徴税費もかかるし、やりにくいということなら、初めから全体をやらなければいい。

○政府委員(渡邊喜久造君) 初めからやらなければいいという御意見、これはいろいろ議論のあるところだとわれわれも思っております。国会修正で入った規定でもございませぬし、われわれといたしましては、しかし、それにしてでもできるだけ公平に、しかも公平におもひのずから限度があるわけでございまして、といひますのは、先ほどいひましたように、やかましくいひていけば下請業者だけにとどまらなくて、さらに原料供給者にもいかなければならぬわけだし、材料供給者までいかなければならぬ。どこまで追つていくかという問題がおのずから出てくるわけでございまして、そうしますと、とても現在の税務署の人員なり、いろんな関係からみても、とてもこれはやり切れなないと、そういったところから、業者のかね合いにおいて現在の制度ができた。それで将来、先ほどもお話をありましたガットとの関係もありませんし、いろいろな各国との貿易関係の問題もありませんので、この規定は、将来の問題といたしましては、この年限がきたら大体やめざるを得ないのではないかと

と、かように考えております。従いまして、この規定は、あまり現状において、いろいろ批判はありますが、手をつけることはあまり希望しておらぬと、こういう気持ちでございます。

○小林政夫君 交際費課税の改正を今度やるわけですが、今までの基準はそのままにするのですか。たとえば資本金五百万円以下のものについてはその問題にしない、こういうその関連した基準ですね、基準は従来通りですか、執行中の。

○政府委員(渡邊喜久造君) 交際費課税は、これは一つの時限立法でございまして、来年の三月までで切れるわけでございます。従つて将来これをどう扱っていくかという問題については、明年の改正で考えて行きたい、そういったような事情にありまして、今年度の改正におきましては、単純に、従来二分の一しか損金算入を認めないという制度を、全額損金算入を認めないという程度の改正にとどめまして、その他の基準は、現在のとどこまこれを改正するということについては、現実に正すと、このうち、私はその点も、現実の徴税当局の扱いが一時に比べればかなりりよくなつてはおります。改善されてはおりますので、特に中小企業との接触の面において、こういう、これはまあ、あの臨時措置を設定するときにもかなり問題になったことですから、五百万円というの少し小さ過ぎる、もう少し五百万円の基準を上げるべきである、こういうことを意見として強く言つておいて、この件については、このくらいにしておきます。

○岡三郎君 今のに関連してちよつと聞きたい。

これが所得税の減免と関連しておるのですが、七月を四月に実施すると、いわゆる費用は正確にいつてどのくらいですか、月計算でできておらぬのかな。

○政府委員(渡邊喜久造君) できております。四月から実施するということになりまして、五十六億減収がふえます。

○岡三郎君 そうすると、今小林委員から質問があった交際費の基準等、これを六割なり五割にするということになると、どの程度費用が出てくるかどうか、その点ちよつと聞きたいのですか、六割にするのとどのくらい出るわけですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) その計算は今持っておりますので、次回までに計算をしてきます。

○岡三郎君 今回のこの基準をすぐ変更しろといつてもできないかも知れぬと思つておられますが、一応、明年三月で切れるということになつたならば、もう少し技術的に考えてもらわぬかと不公平だと思つておられます。それで、この額も、公給領収書等の問題がからまつておられます、これを廃止するかどうかといふことによつて、ずいぶんまた変わってくると思つて、内容が、そういうふうな点で、三月で切れるというふうな段階で、今年あたりは、やはり、もう少し基本的な交際費等がある程度認めないと、この中から相当程度の税金を取るといふふうにして四月から実施するといふわけにいかぬのですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 現在として、この率を七割としてありますのを、六割、五割に下げるといふことは、ちよつと私は困難じゃないかと

思つております。御承知のように、交際費という名前で一応呼んでおりますが、内容はかなりいろいろ広範なものが入つておられます、結局まあお得意先などを相手に飲み食いしたり、あるいは自動車を送り迎えしたり、あるいは贈答する、こういったものが全部これに入つておられるわけにございまして、同時に社員相手の分も、たとえば工員の慰労会とか、こういったものは、それは別でございませぬが、会議などで、あとの慰労があつたというような場合も、全部これに入つておられるわけにございまして、もちろん、その中にはずいぶん節約できるものもございませぬが、同時に販路拡張とかいろいろな意味において、相当必要不可欠と、少くとも業者の方から見れば考えられるようなものも入つておられるわけにございませぬ。そういうことを考へて参りますときにおきまして、二十八年なら二十八年を基準にして、大体何割くらいまでは節約が可能であり、同時に節約すべきか。まあこういう問題があるのございませぬが、そうこの際、急に、七割を六割、五割というふうな下げていくにつきました、まだそれを裏づけるいろんな調査も十分できておられますので、われわれの方としては、この点は一応従来通りただ従来半額だけ損金不算入にしていただけたらよろう、こういう改正をしておられるわけにございませぬ。

○岡三郎君 そこでちよつと、これですけれども、私まあ基本的にその額を、六割、五割にしなければ、やはり税の均衡がとれぬというふうな考へておられる。そういうふうな点で、この問題に對して一つ、六割の場合の五割の場合

です、数字的に一体どうなるのかという点の資料を出してもらいたいと思つておられます。

○政府委員(渡邊喜久造君) 現在の制度は御承知のように、二十八年の七割、それは二十八年当時すでに相当交際費を節約していた会社もなしとは言へませぬ。取引基準というものを一つ作りまして、取引額の何パーセントをこれのいすれが多い方ということをやつておられます。ですから、岡さんのお気持ちをそんたくして、まあ数字を計算すれば、取引基準の方も現在の率よりもある程度下げていく。片方が六割になるに對しては取引基準の方もそれに対応したところへ下げていく、こういったようなところでやらないと、まあ均衡がとれぬと思つておられます。従いまして、そういう前提に立つて、六割、五割にしたらどの程度の歳入の違ひであるか。こゝには出せませぬから、そういうふうな意味で一応計算しておきます。

○岡三郎君 それでけつこうです。

○小林政夫君 もう一点、これは主税当局の問題というよりは国税庁の問題なんです、まあ時間もなし、国税庁を呼んで聞くよりもあなたの方から伝えてもらいたいと思つておられます、最近、安易に納税地の変更が行われておられる。今までは東京が納税地である。ところが今度は広島へ持つて行く。こういうことが、納税地変更が行われておられるのです。その納税地を更にする方針はどういうところにおられるか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 私の知っている限りにおいてお答えいたします。納税地は御承知のように、法人で

あれば本店所在地、個人であれば住所
地というのが原則になっておる。従い
まして、納税者の方の側で納税地を
更する、これが可能であります。で、
本店を今まで広島であったのを東京へ
移して行く。これによって黙っていれ
ば納税地の変更であります。住所地が
広島であったのを東京に移す。おそら
く小林委員の御質問になっておるの
は、その分ではなくて、本店が東京に
あるのに納税地を広島へ指定する。こ
れは別途税務当局の方で納税地の指定
ができる。これは法律で一応まあそう
いう権能が与えられている、この分
についての御質問だと思います。

○小林政夫君 そうです。

○政府委員(渡邊喜久造君) 考え方の
基本といたしましては、とかく第一段と
しましては、納税者の意思を尊重しま
して、納税者が東京に本店があると言
えば一応東京を納税地、広島に本店が
あると言えば広島が納税地、こういうよ
うに第一段にはそれを一応とっており
ますが、取引の大体実態ですね、工場
の大部分の取引が全部広島にある、こ
ろが一応形だけの本店が東京にある、こ
ういう場合がときにあります。そうい
う場合におきましては、本社の方を調
べましても、なかなか納税者の実態は
わからぬ。結局広島まで行ってそこで
取引の実態、主たるものをやってお
る、そこを調査をしなければ、まあそ
の会社の所得の実態は調査できぬ、こ
ういう場合は、まああります。こうい
う場合におきましては、一応形式的に
は東京に本店がありますが、しかし実
際の商売は広島を中心になされてい
る、こういう場合には広島を納税地に
していただく、こういう方針でやって

おります。

○小林政夫君 納税地指定の権限とい
うのは、今まさにあなたが言われたよ
うなケースの場合にそういうことを許
しておる意味だと思ひます。ところが
かなり乱用をされておると思ひます。
というのは、所轄税務署は、自分のと
ころでやりたい、自分のところで持っ
ておきたい、こういうのに、ある事業
所を管轄しておる税務署の方で、自分
らの納税成績を上げるという意味にお
いて、ぜひこれはこっちでやらして
いと、こういうような各税務署間の奪
い合いをしておる。それを今度国税庁
が裁定をする、こういうケースも起っ
ておるのであります。しかも十年間と
いうようなものが大過なく、まあ納
税が企業の本店所在地において行われ
ておって、その間、脱税とか、あるい
は実態がわからぬとかいうことでなく
て、所轄税務署とはさぶる円滑に納
税をしてもらったにもかかわらず、ほ
かの事業所の所管の税務署から横槍が
入って、ぜひおれの方でやりたいとい
うようなことで、それを国税庁の方で
裁定をする、こういうことで、その納
税地が変更になって、今異議を申し立
ておる段階ですが、これは一つのそ
ういう事例でなくて、税務当局とし
て、十年間も円滑に納めておって、こ
れは事業には盛衰があるのです。東京
を本店にしておったけれども、一方の
事業所の方がうんと成績が上り出し
て、所得はそっちの方にうんと上る、
今まで七、三であったのが逆に三、七
になったということもあり得るでしょ
う。けれども、その本店なら本店、税
を納める側の担当の、担当者というも

特に中小企業者の場合においては、
安易にこの納税担当者をお前、一つ
東京が納税地であったけれど、今度
広島になったから転動してくれとい
ふふうにもいかぬような人事的要素が
あるわけですね。こういう点を十分考
えて、徴税当局の都合だけで一方的に
変更を認めるというふうなことは、こ
れはゆゆしい問題だと思ひます。こ
れらについては、何か特に一方の方
点については、何か特に一方の方では、
今まで納税地は東京であったが、広島
の方に相当実態があつて、おっしゃるよ
うに東京は名目的な幽霊所在地であ
つて、企業の全部の実態は広島である
というならば、これは変えるのもやむを得
ぬが、相当仕事の割合も東京でやって
おる、それで従来十年間円滑にやって
おるといふようなものを変えたいとい
うのもどうかと思ふ。それだけの話とし
たら、僕の言うのはもっともだと思
ふでしょう。

○政府委員(渡邊喜久造君) 抽象論に
なりますと、私の言う納税地が変更
になった場合は、当然の場合もありま
しょうし、それから小林委員の言われ
るのもいささか納税地変更等がある、しか
しこれは具体的な問題に当つて、やは
り個々に考へてみるべき問題だと思
ひます。

○小林政夫君 個々に考へるべきもの
だけれども、方針として、ただ税務署
が所轄税務署の管轄争ひみたいなこと
になつて、そうして検討してみたら、
やはり異議を申し立てた税務署の方の
所管の事業分野の方が多い、多いか
ら、それじゃそっちへやっつてやろうか
というふうな裁定では困るのです。少
くとも十年とか、あるいは五年とか、
何年か、会社の全体の事業分量として

は、三割ぐらいしかのところであつ
ても、それが納税地として円滑にいつ
ておつたら、これは安易に変えるべきで
はないということ、原則論を言つて
おるわけですね。

○政府委員(渡邊喜久造君) 納税者の
都合は全然無視して税務官庁の都合だ
けで変える、これは私には行き過ぎだ
と思ひます。なお、この問題について
は、再調査の請求、それから審査の請
求、これもみんなできる余地がある
と思ひますので、税務当局としまして
も、当然納税者の都合は納税者の都合
として、十分聞いた上で判断すべき
のと、かように考へております。

○小林政夫君 再調査の申し立ても申
しては、異議の申し立てもして
もっているケースは、僕も具体的に
いつかんでるケースはあるのだが、
その審査裁定をする裁定当局の気持と
して、今のような納税者の実態、都合
というものを十分尊重しなければいか
ん。少くとも十年間というふうな実績
があれば、何もこれは変えるべき筋合
のものではない。その間、非常な徴税
当局から考へてえらく納税に支障が
あつたとか、脱税をやつたとかいうよ
うなケースが起つておつたら別だけ
れども、善良なる納税者として納めて
いるという限りにおいて、安易にそう
いうことを持ち上げること自体がおか
しいことなんです。その点はよく国税
当局と話し合つて、納税地変更の
問題については慎重にやつてもらいた
い。そういうことをやらなければ、必ず
事業をやっている者から言へば正常な
業務を阻害されるのです。この点につ
いては相当慎重に扱つてもらわなけれ
ばいかんと思ふ。嚴重に申し入れをし

て、私の質問を終わります。
○委員(岡崎一君) 他に御質疑が
なければ、両案の質疑は一応この程度
にとどめまして、次にちよつと委員の
変更がございましてので御報告いたし
ます。

本日付をもつて、委員の吉米地義三
君が辞任をせられまして、その補欠と
されまして大野木秀次郎君が委員に
選任されました。ちよつと速記をと
めて。
〔速記中止〕
○委員(岡崎一君) 速記を始めて
下さい。
それでは本日はこれで散会いたし
ます。
午後一時二十三分散会

三月一日予備審査のため本委員会に左
の案件を付託された。
一、金融制度調査会設置法案
金融制度調査会設置法案
金融制度調査会設置法案

〔設置〕
第一条 金融情勢の推移にかんが
み、金融制度の改善に関する重要
事項を調査審議するため、大蔵省
の附屬機関として、金融制度調査
会(以下「調査会」といふ)を置く。
〔任務〕
第二条 調査会は、大蔵大臣の諮問
に応じ、金融制度の改善に関する
重要事項を調査審議し、及びこれ
に關し必要と認める事項を大蔵大
臣に建議する。
〔組織〕
第三条 調査会は、委員二十人以内
で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
(会長)

第四条 調査会に、会長を置き、委員の互選によつて、これを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故がある場合には、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員及び臨時委員)

第五条 委員は、金融又は産業に関して深い知識と経験を有する者その他学識経験のある者のうちから、大蔵大臣が任命する。

2 委員の任期は、一年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

4 臨時委員は、当該特別事項に関して深い知識と経験を有する者のうちから、大蔵大臣が任命する。

5 臨時委員は、当該特別事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(意見の聴取)

第六条 調査会は、必要があると認められる場合には、関係行政機関の職員の出席を求め、その意見をきくことができる。

(省令への委任)

第七条 この法律に定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。
第十七条第一項の表中金利調整審議会の項の次に次のように加える。

金融制度調査会
大蔵大臣の諮問に
を大蔵大臣に

大蔵大臣の諮問に
を大蔵大臣に

重要事項を調査審議し、及びこれ

れに
要と認める事項

三月三日日本委員会に左の案件を付託された。

一、積雪寒冷地帯の不利条件打破に関する請願(第六九〇号)
一、税書士法制定に関する請願(第七〇五号)

第六九〇号 昭和三十一年二月二十三日受理
積雪寒冷地帯の不利条件打破に関する請願

請願者 富山県議会議長 岩川 義外十四名
紹介議員 館 哲二君 小柳 牧衛君 西川弥平 治君 小林 孝平君 石坂 豊一君

田村 文吉君 清澤

俊英君 池田宇右衛門君 宮本 邦彦君 上條 愛一君 木内 四郎君 溝口 三郎君 野溝 勝君 羽生 三七君 小幡 治和君 井村 徳二君 中川 幸平君 青木 一男君 青山 正一君 酒井 利雄君

積雪寒冷地方に対しては、積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法及び地方交付税の寒冷補正措置等が施行されているが、積雪寒冷地帯の実情を見ると、現行施策だけでは到底温暖地方に比較して不均衡の是正は期せられず、現状のまま不均衡が放置されるならば、積雪寒冷地帯の住民はいつまでも低い生活水準と弱体な経済力から脱却することができず、自治体もまた積雪寒冷に起因する行政費の過重のため自立不能であるから、これが救済対策として、(一)積雪寒冷に起因する生活損耗並びに事業増高費に対し、「特別控除」を所得税法上に規定すること、(二)農業所得税中、積雪寒冷に起因する増高経費を必要経費として控除すること、(三)土地の平均価格計定の総合指数方式は、積雪寒冷地帯の実態にそつよう再検討すること、(四)固定資産税中、家屋に対しては積雪寒冷により不可避な増坪を要し、かつ積雪による耐用年限の減少を考慮し、その減額補正の適正を図ること、(五)地方交付税における寒冷補正措置は実情にそわぬ点があるから、寒冷度の総合寒冷指数算定基準内容を再検討し、補正率の引上げ及び地域区分の適正化を図ること、(六)

現交付税中産業経費に寒冷補正の適用を図ること、(七)積雪寒冷地帯に対しては国庫支出金等の早期交付を図ること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第七〇五号 昭和三十一年二月十四日受理
税書士法制定に関する請願

請願者 神戸市東灘区本山町小路七八日本計理検査協会内 木村植橋

紹介議員 高瀬莊太郎君
税務書類作成等について納税者はひとしく困難を感じているところであるが、申告納税制度のもとにおいては税理士だけではこれが円滑な遂行は期し得られないから、税理士の補足機関として税書士を設け、納税者大衆の利便を図るよう、税書士法を制定せられたいとの請願。

昭和三十一年三月九日印刷

昭和三十一年三月十日発行

参議院事務局

印刷者 大藏省印刷局